

## 監査委員公告

平成19年10月18日付け及び平成19年11月8日付けで公表した監査の結果に対して、宮崎県知事、宮崎県教育委員会及び宮崎県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月7日

宮崎県監査委員	城	倉	恒	雄
宮崎県監査委員	石	井	浩	二
宮崎県監査委員	水	間	篤	典
宮崎県監査委員	萩	原	耕	三

### 1 統計調査課

#### (1) 監査の結果

現金等の取扱いについて、不適正なものがあった。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

#### (2) 講じた措置

口座開設から10年以上経過し、平成12年度以降、全く支出もされていない預金で、どのような目的、性格のものかも不明なため、県の統一的な判断に基づき、県への返還を行った。今後、公金の管理に当たっては、今以上に財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努める。

### 2 総務課

#### (1) 監査の結果

警備業務委託に係る契約について、契約の解除に関する条項が整備されていなかった。留意を要する。（注意事項）

#### (2) 講じた措置

次期に締結する契約書について、改正整備するよう見直しを行っている。

### 3 日南県税事務所

#### (1) 監査の結果

県税収入について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）

#### (2) 講じた措置

収入未済額の増加原因は主に個人県民税の未済額増加によるものである。このため、個人県民税の賦課徴収を行っている管内市町との協力体制を強化するため、副市町長等をメンバーとする会議を開催したほか、管内2町との併任人事交流等を行って、個人県民税の収入確保に努めることとした。

### 4 小林県税事務所

#### (1) 監査の結果

① 契約額が100万円以上である清掃業務委託及び冷暖房運転保守管理業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。（指摘事項）

② 通勤手当について、傷病休暇等により月の全日にわたって通勤の実態がない職員に支給されているものがあった。善処を要する。（注意事項）

#### (2) 講じた措置

① 直ちに検査調書を作成した。当該委託は、業務報告書等の提出を受け、検査員が所要の検査を実施し、毎月支払いを行っていたが、最終支払時における検査調書を作成していなかったもので、今後このようなことがないように適正な事務処理に努める。

② 直ちに過払い分の戻入手続きを行い、平成19年8月8日に

納入されたことを確認した。今後このようなことがないように確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

5 日向県税事務所

(1) 監査の結果

郵便切手出納簿残高と郵便切手の数量に差異があった。出納員による郵便切手の残数確認等の適正な管理を要望する。(要望事項)

(2) 講じた措置

郵便切手の差異は、郵便切手出納簿残高より郵便切手の数量が多かったもので、直ちに受け入れ処理を行った。今後は、財務規則第191条に基づく事務処理を厳格に行うとともに、出納員による定期的な残数確認等を実施し、適正な管理に努める。

6 生活・文化課

(1) 監査の結果

① 宮崎県私立幼稚園預かり保育充実支援事業費補助金について、交付決定事務が遅れていたものがあった。留意を要する。(指摘事項)

② 県政の推進に当たり、NPO法人の果たす役割は、ますます重要になってくるものと思われる。については、県と協働して事業のできるようなNPO法人が多数育つよう、引き続き、その育成指導に努められることを要望する。また、委託業務に係る事業実績報告の内容についても、十分精査されるよう要望する。(要望事項)

(2) 講じた措置

① 交付決定をはじめとする補助金執行の適正な事務処理について周知徹底するとともに、進行管理の徹底を図った。

② NPO法人制度は、自由な社会貢献活動を行う団体が、簡易な手続きで、法人格が取得できる制度であり、行政による関与は必要最小限とされている。NPO等県民との協働については、県政運営の重要な課題となっており、平成18年度から、NPO提案公募型のモデル事業としてNPOパートナーシップ創造事業を実施し、その試行結果をもとに、現在、協働事業マニュアルを作成している。今後、さらに庁内各部署や県内市町村で、NPOとの協働事業に取り組めるよう、引き続き、協働講座や情報提供を行っていく。NPOへの委託業務については、進行管理や事業効果を検証するため、ア 事業の実施中や終了後に県とNPOとの相互評価を行う  
イ 県民へのアンケート調査をもとにNPOへヒアリングを行う  
ウ 県ホームページに成果報告書の公表を行う  
など実施しており、今後とも十分な成果が上がるよう取り組んでいく。

7 西臼杵支庁

(1) 監査の結果

① 物品の購入事務等において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

② 現金等の取扱いについて、不適正なものがあった。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

③ 西臼杵農業改良普及センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① コンプライアンス等の職員の意識改革のほか、発注時の在庫確認や納品時の複数職員による確認など会計処理全般についてチェックを強化することにより再発防止に努める。
- ② 今般「不適正な現金等」とされた任意団体等の事務処理については、それぞれ補助金等の交付に関する規則に従い、県等へ返還することとし、平成19年11月30日までに全て返還した。今後の会計処理については、担当課から総務課に合議することにより、チェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努める。
- ③ コンプライアンス等の職員の意識改革のほか、発注時の在庫確認や納品時の複数職員による確認などの会計処理全般についてチェックを強化することにより再発防止に努める。

8 福祉保健課

(1) 監査の結果

各保健所には、所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、条例に基づき保健所運営協議会が設置されている。しかし、その開催状況を見ると、ほとんどが年度後半に開催されており、また、未開催のところも見受けられるなど、設置の目的に沿った効果的な運用がなされているとは言いがたい。開催時期を含め、運営協議会の適切な運用について指導されたい。(要望事項)

(2) 講じた措置

当年度の開催時期が未定であった1保健所に対して指導を行い、開催時期を確定させた。この結果、全保健所で開催されることとなり、未開催の保健所はなくなった。また、来年度の早期(第一四半期)開催について、全保健所に対して文書で指導を行った。

9 国保・援護課

(1) 監査の結果

旅費について、宿泊料の調整が必要となるにもかかわらず調整がされていないため、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

旅費の宿泊料の過払いは、平成19年9月27日に戻入が完了した。今後、適正な旅費の事務処理に努める。

10 児童家庭課

(1) 監査の結果

- ① 住居手当について、認定誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ② 母子寡婦福祉資金特別会計について、貸付金の不用額が多額となっている。貸付制度の周知など効果的な活用についての取組みが望まれる。(要望事項)
- ③ 児童保護費負担金、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、出先機関に対するより一層の指導が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 事務局監査実施後、直ちに認定誤りを是正し、平成18年度分の過払い分については、平成19年10月22日に返納した。
- ② 不用額については、翌年度の貸付原資として繰り越されるものであるが、不用額が生じないように、制度の利用促進を図るため、県庁ホームページ等による情報提供や、母子福祉団体等を通じた活用の呼びかけに引き続き努めていく。

- ③ 児童保護費負担金については、関係出先機関に対し、所属長会議やその他の会議等において収入促進の指導を行っていただくところである。また、平成19年10月からは債権管理事務嘱託員を中央福祉相談センター及び都城児童相談所に配置し、債権回収の体制を充実したところである。今後とも、「福祉保健部未収金予防・収納促進対策要領」等に基づき、未収金の発生予防及び個々のケースに応じたきめ細かな納入指導の徹底に努めるよう指導していく。母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金については、各福祉事務所等で構成される貸付制度運用対策会議等において、制度の適正運用と償還指導の徹底を図っているところである。また、平成19年4月に「母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領」を定め、児童家庭課や各福祉事務所における事務の取扱いを明確にし、たところであり、今後とも、この要領等に基づき、平成17年度に導入された母子寡婦福祉資金システムの効果的な活用を図りながら、未収金の発生予防及び未収金の収納促進の取組強化に努めていく。

## 11 障害福祉課

### (1) 監査の結果

- ① 障害者社会参加促進事業補助金について、補助金の額の確定時期が遅れているものがあった。留意を要する。（注意事項）
- ② 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、出先機関に対するより一層の指導が望まれる。（要望事項）

### (2) 講じた措置

- ① 今後、かかることのないよう、内部による相互牽制を行うなど適正な補助金の執行事務に努める。
- ② 児童保護費負担金については、関係出先機関に対し、所属長会議やその他の会議等において収入促進の指導を行っていただくところである。また、出先機関においては、未収金徴収強化月間を設定し、保護者への重点的な納入指導など、収入促進に努めている。平成19年10月より債権管理嘱託員を中央福祉相談センター及び都城児童相談所に配置し、債権回収の体制を充実したところである。今後とも下記事項を中心にさらさら一層の努力をしていくよう指導していく。
- ア 施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分説明し理解させ、納入意識の高揚を図る。また、退所の際に未納がある場合は、期限内納入の指導を行い、未収金の発生を防止する。
- イ 未納者に対しては、督促や計画的な返納指導（電話・訪問）を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。
- ウ 未収金徴収強化月間を中心として、夜間の徴収等に努める。
- エ 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求めるとともに、適正な債権管理に努める。

## 12 健康増進課

### (1) 監査の結果

- 未熟児養育費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）

### (2) 講じた措置

未熟児養育医療費負担金については、保護者の経済的負担を  
 一時に軽減するが、県からの納入通知書をもって、保護者  
 は金融機関まで負担金の徴収を依頼し、各保健所での手順の  
 年度末、督促状の発送から催告まで徴収フローを策定した。さら  
 年に、保護者の申請時には自己負担金の発生や各所管市町村にお  
 て乳幼児助成制度による還付が受けられる旨を教示するこ  
 を徹底した。また、平成19年度は債権管理事務嘱託員の設置要  
 綱が策定されたため、金銭分任出納員を置き、徴収を依頼す  
 ることにより綿密なフローが可能となり、未済額についてもさ  
 らに圧縮される見込みである。

13 中央福祉相談センター

(1) 監査の結果

- ① 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ③ 物品の購入手務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ④ 現金の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① 児童保護費負担金の徴収については、年間を通して滞納状況の分析・検討を行い、対策を協議するとともに、未収金徴収強化月間には重点的な納入指導を行い、収入未済額の解消に取り組むとともに、平成19年10月からは債権管理事務嘱託員を配置し、債権回収の体制を充実したところである。今後とも、下記の各対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。
  - ア 施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分説明し理解させ、納入意識の高揚を図る。また、退所の際に未納がある場合は、期限内納入の指導を行い、未収金の発生を防止する。
  - イ 未納者に対しては、督促や計画的な返納指導(電話・訪問)を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。
  - ウ 未収金徴収強化月間を中心として、夜間の徴収等に努める。
  - エ 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求め、適正な債権管理に努める。
- ② 母子福祉資金貸付金の収入未済については、平成17年度に導入された母子寡婦福祉資金システム等の活用により滞納状況を的確に把握し、定期的な開催する対策会議等において対応方針を検討するなど、組織的な償還指導に取り組んでいるが、厳しい社会経済情勢の中、就労状況が不安定で生活基盤が脆弱な家庭も多く、滞納の解消に結びついていない状況にある。このため、平成19年4月に定められた母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領に基づき、下記の対策に一層積極的に取り組み、保証人への対応も含め、ケースに応じたきめ

細かな指導等を行い、収入促進に努めていく。

ア 貸付に当たって本人及び保証人への面接等により、制度の趣旨徹底、償還意識の啓発を図り、滞納発生の未然防止に努める。

イ 滞納者の実態把握と償還指導の進行管理の徹底を図る。

ウ 償還期間到来前に債務者への連絡を実施し、償還計画の再認識を促し、併せて、口座振替利用の促進を図る。

エ 滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施し、滞納の常態化の未然防止に努める。

オ 償還指導強化月間を中心に、夜間の償還指導等に努める。

カ 督促、催告の実施と併せ、長期滞納者には誓約書の提出を求める等により、適正な債権管理に努める。

③ 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

④ 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

#### 14 北・西諸県福祉事務所

##### (1) 監査の結果

① 母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

② 生活保護費返還金の収納事務について、現金で収納したものの一部に、指定金融機関等への払い込みが遅延しているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

③ 現金の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

##### (2) 講じた措置

① 母子福祉資金貸付金の収入未済については、平成17年度に導入された母子寡婦福祉資金システム等の活用により滞納状況を的確に把握し、定期的開催する対策会議等において対応方針を検討するなど、組織的な償還指導に取り組んでいるが、厳しい社会経済情勢の中、就労状況が不安定で生活基盤が脆弱な家庭も多く、滞納の解消に結びついていない状況にある。このため、平成19年4月に定められた母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領に基づき、下記の対策に一層積極的に取り組み、保証人への対応も含め、ケースに応じたきめ細かな指導等を行い、収入促進に努めていく。

ア 貸付に当たって本人及び保証人への面接等により、制度の趣旨徹底、償還意識の啓発を図り、滞納発生の未然防止に努める。

イ 滞納者の実態把握と償還指導の進行管理の徹底を図る。

ウ 償還期間到来前に債務者への連絡を実施し、償還計画の再認識を促し、併せて、口座振替利用の促進を図る。

エ 滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施し、滞納の常態化の未然防止に努める。

オ 償還指導強化月間を中心に、夜間の償還指導等に努める。

カ 督促、催告の実施と併せ、長期滞納者には誓約書の提出を求める等により、適正な債権管理に努める。

② 指定金融機関への適切な払い込みを行うため、「会計員引継日」及び「払込予定日」並びに徴収者(金銭分任出納員)、会計員、出納員等が確認できるシステムにした。

- ③ 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

15 児湯福祉事務所

(1) 監査の結果

- ① 生活保護費返還金について、収入未済率が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 母子福祉資金貸付金について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 生活保護費返還金等の収入促進については、従来から債権回収に向け事務所内の意識の統一を図るため、定期的に未回収金対策会議を開催し、債権状況を確認し、把握するとともに、個別の対応策を協議しているところである。その上で、特に長期滞納となつていたりケースや納入が途中で滞っているケースについては、集中的かつ効果的な対応を図るため、ケースごとに担当者割り当て、文書や電話による催告に止まらず、戸別訪問による納入指導を強化することとした。
- ② 母子福祉資金貸付金の収入未済については、平成17年度に導入された母子寡婦福祉資金システム等の活用により滞納状況を的確に把握し、定期的に開催する対策会議等において対応方針を検討するなど、組織的な償還指導に取り組んでいるが、厳しい社会経済情勢の中、就労状況が不安定で生活基盤が脆弱な家庭も多く、滞納の解消に結びついていない状況にある。このため、平成19年4月に定められた母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領に基づき、下記の対策に一層積極的取り組み、保証人への対応も含め、ケースに応じたきめ細かな指導等を行い、収入促進に努めていく。
- ア 貸付に当たって本人及び保証人への面接等により、制度の趣旨徹底、償還意識の啓発を図り、滞納発生の未然防止に努める。
- イ 滞納者の実態把握と償還指導の進行管理の徹底を図る。
- ウ 償還期間到来前に債務者への連絡を実施し、償還計画の再認識を促し、併せて、口座振替利用の促進を図る。
- エ 滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施し、滞納の常態化の未然防止に努める。
- オ 償還指導強化月間を中心に、夜間の償還指導等に努める。
- カ 督促、催告の実施と併せ、長期滞納者には誓約書の提出を求める等により、適正な債権管理に努める。

16 東臼杵福祉事務所

(1) 監査の結果

母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

(2) 講じた措置

母子福祉資金貸付金の収入未済については、平成17年度に導入された母子寡婦福祉資金システム等の活用により滞納状況を的確に把握し、定期的に開催する対策会議等において対応方針を検討するなど、組織的な償還指導に取り組んでいるが、厳しい社会経済情勢の中、就労状況が不安定で生活基盤が脆弱な家庭も多く、滞納の解消に結びついていない状況にある。このため、平成19年4月に定められた母子寡婦福祉資金貸付金収納促進

進対策要領に基づき、下記の対策に一層積極的に取り組み、保証人への対応も含め、ケースに応じたきめ細かな指導等を行い、収入促進に努めていく。

- ① 貸付に当たって本人及び保証人への面接等により、制度の趣旨徹底、償還意識の啓発を図り、滞納発生の未然防止に努める。
- ② 滞納者の実態把握と償還指導の進行管理の徹底を図る。
- ③ 償還期間到来前に債務者への連絡を実施し、償還計画の再認識を促し、併せて、口座振替利用の促進を図る。
- ④ 滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施し、滞納の常態化の未然防止に努める。
- ⑤ 償還指導強化月間を中心に、夜間の償還指導等に努める。
- ⑥ 督促、催告の実施と併せ、長期滞納者には誓約書の提出を求める等により、適正な債権管理に努める。

## 17 中央保健所

### (1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 所内に事務局を置き職員が事務を担当する協議会の事務執行について、会計等に関する事務処理規程等が整備されていない。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。
- ② 「薬物乱用防止指導員中央地区協議会事務処理要領」を定め、平成19年11月1日付けで施行した。

## 18 日南保健所

### (1) 監査の結果

- ① 現金で収納した捕獲犬の返還手数料及び飼養管理手数料について、指定金融機関等への現金払い込みが遅延しているものがあつた。また、現金出納簿の記載不備が見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ③ 旅費について、支給額を誤り、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ④ 児童手当について、誤支給となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ⑤ 所内に事務局を置き職員が事務を担当する協議会の事務執行について、会計等に関する事務処理規程等が整備されていない。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 捕獲犬の引取が金融機関の営業時間外であつたため、徴収した現金を所内金庫に一時保管していたが、担当者と出納員との連絡不手際もあり払い込み遅延が生じたものである。現金での収納においては、出納員印を押印した領収書の発行が必要であり、出納員が必ず押印することなど複数の職員による牽制機能を持たせ再発防止することとした。また、現金出納簿は、担当者が記入の都度、出納員も確認(確認印押印)することとした。
- ② 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規



則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

- ③ 平成18年10月19日から20日に「ごみ減量化等推進協議会研究会視察」用務で鹿児島県に出張した職員に全行程の旅費が支給されたが、当該職員は串間市ごみ減量化等推進協議会協会の依頼で協議会委員として参加したものであった。同協会の依頼から、市役所と視察地間の旅費が当該職員に支給され、分かつたため、県が支給する旅費の正當な支給額を日南保健所から串間市役所間であり、過払いとなつていたものである。分かつたについては、過年度のため雑入処理を取ったところである。今後には、旅費が別の機関から支給される出張者に対するよう徹底させる。
- ④ 平成18年度児童手当において、支給要件児童が3名である職員について、1名多い4人として支給されていた。平成19年度10月期支給分において調整支給した。今後は、支給期において、事前に支給対象者にも内訳説明し確認を取るなど複数人でのチェックを図っていく。
- ⑤ 薬物乱用防止指導啓発等を目的とした宮崎県薬物乱用防止指導員協議会から助成金の交付を受け、同日南地区協議会の事務局を所内に置き各種事業を実施しているが、この助成金について収入伺・支出伺等の会計書類の定めがなかった。今回の指摘並びに県薬物乱用防止指導員協議会事務局からの通知に基づき、平成19年10月4日に行つた日南地区協議会において、出納簿等書式を定め会計処理を行うこととした。

## 19 都城保健所

### (1) 監査の結果

- ① 複写サービスに係る契約について、競争入札により契約すべきものを、二者相見積もりによる随意契約が締結されていた。また、契約期間中の執行予定額が100万円以上になると見込まれているにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 契約額が100万円以上である清掃業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ④ 冷暖房機定期点検保守業務委託について、最終点検日以前の日付の請求書が提出され、これにより支払い手続きが行われていた。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 現在の複写機器は、従前どおり二者相見積もりで導入したものであるが、平成18年度から3か年使用することになつてきている。したがって、次の更新年度の平成21年度からの導入の際に、競争入札を行うこととする。また、平成20年度随意契約分から予定価格調書を作成することとする。
- ② 清掃委託について、完了検査後に検査調書を作成していかないもの、今後、完了検査後には必ず検査調書を作成するように留意する。
- ③ 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

- ④ 最終点検日以前に請求書が提出されているが、請求書はあくまで発注者の最終点検後に提出されるべきものであり、以後このようなことのないよう留意する。
- 20 小林保健所
- (1) 監査の結果  
物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- (2) 講じた措置  
法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。
- 21 高鍋保健所
- (1) 監査の結果  
物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- (2) 講じた措置  
法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。
- 22 日向保健所
- (1) 監査の結果
- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 現金等の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ③ 現金で収納した捕獲犬の返還手数料及び飼養管理手数料について、指定金融機関等への現金払い込みが遅延しているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。
- ② 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。
- ③ 今後は、現金を収納した翌日(指定金融機関等の営業時間外の場合には、最短の営業時間帯)までには、必ず指定金融機関等に現金払い込みを行う。
- 23 延岡保健所
- (1) 監査の結果  
物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- (2) 講じた措置  
法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。
- 24 高千穂保健所
- (1) 監査の結果
- ① 物品の購入事務等において、不適正な事務処理が認められ

た。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

- ② 現金の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

- ② 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

25 衛生環境研究所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

26 都城児童相談所

(1) 監査の結果

児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

(2) 講じた措置

児童保護費負担金の徴収については、年間を通して滞納状況の分析・検討を行い、対策を協議するとともに、未収金徴収強化月間には重点的な納入指導を行い、収入未済額の解消に取り組むとともに、平成19年10月からは債権管理事務嘱託員を配置し、債権回収の体制を充実したところである。今後とも、下記の各対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。

- ① 施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分説明し理解させ、納入意識の高揚を図る。また、退所の際に未納がある場合は、期限内納入の指導を行い、未収金の発生を防止する。

- ② 未納者に対しては、督促や計画的な返納指導(電話・訪問)を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じて、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。

- ③ 未収金徴収強化月間を中心として、夜間の徴収等に努める。

- ④ 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求めるとともに、適正な債権管理に努める。

27 延岡児童相談所

(1) 監査の結果

- ① 児童保護費負担金について、収入未済額及び収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

- ② 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① 児童保護費負担金の徴収については、年間を通して滞納状況の分析・検討を行い、対策を協議するとともに、未収金徴

収強化月間には重点的な納入指導を行い、収入未済額の解消に取り組んでいる。今後とも、下記の各対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。

ア 施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分説明し理解させ、納入意識の高揚を図る。また、退所の際に未納がある場合は、期限内納入の指導を行い、未収金の発生を防止する。

イ 未納者に対しては、督促や計画的な返納指導（電話・訪問）を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。

ウ 未収金徴収強化月間を中心として、夜間の徴収等に努める。

エ 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求めるなど、適正な債権管理に努める。

- ② 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

## 28 みやざき学園

### (1) 監査の結果

① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

② 現金の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

### (2) 講じた措置

① 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

② 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

## 29 こども療育センター

### (1) 監査の結果

① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

② 現金等の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

### (2) 講じた措置

① 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

② 法令遵守及び公金意識についての認識を新たにし、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務の確保に努める。

## 30 都城食肉衛生検査所

### (1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

### (2) 講じた措置

今回の不適正な事務処理を真摯に受け止め、全職員一丸となって再発防止、事後処理の適正化に取り組んでいくこととした。

- ① 予算執行の段階で所長までの決裁を確実に実行することにした。
- ② 本課からの指導等に基づき、納品時の検査行為を2人体制で行うようにした。
- ③ 職員に対し、コンプライアンスの徹底と意識改革を強く促すため、主任以上に会計事務研修を受講させるとともに、全職員に対する服務研修を実施した。
- ④ 来年度以降の購入事務においても、本課等と協議を重ねて、問題点の整理や物品の仕分けを行う等、事務が適正にかつ合理的に行えるよう改善を進めている。

### 31 高崎食肉衛生検査所

#### (1) 監査の結果

物品の購入事務等において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

#### (2) 講じた措置

今回の不適正な事務処理を真摯に受け止め、全職員一丸となって再発防止、事後処理の適正化に取り組んでいくこととした。

- ① 予算執行の段階で所長までの決裁を確実に実行することにした。
- ② 本課からの指導等に基づき、納品時の検査行為を2人体制で行うようにした。
- ③ 職員に対し、コンプライアンスの徹底と意識改革を強く促すため、主任以上に会計事務研修を受講させるとともに、全職員に対する服務研修を実施した。
- ④ 来年度以降の購入事務においても、本課等と協議を重ねて、問題点の整理や物品の仕分けを行う等、事務が適正にかつ合理的に行えるよう改善を進めている。

### 32 小林食肉衛生検査所

#### (1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

#### (2) 講じた措置

今回の不適正な事務処理を真摯に受け止め、全職員一丸となって再発防止、事後処理の適正化に取り組んでいくこととした。

- ① 予算執行の段階で所長までの決裁を確実に実行することにした。
- ② 本課からの指導等に基づき、納品時の検査行為を2人体制で行うようにした。
- ③ 職員に対し、コンプライアンスの徹底と意識改革を強く促すため、主任以上に会計事務研修を受講させるとともに、全職員に対する服務研修を実施した。
- ④ 来年度以降の購入事務においても、本課等と協議を重ねて、問題点の整理や物品の仕分けを行う等、事務が適正にかつ合理的に行えるよう改善を進めている。

### 33 都農食肉衛生検査所

#### (1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

#### (2) 講じた措置

今回の不適正な事務処理を真摯に受け止め、全職員一丸となって再発防止、事後処理の適正化に取り組んでいくこととした。

- ① 予算執行の段階で所長までの決裁を確実に実行することにした。
- ② 本課からの指導等に基づき、納品時の検査行為を2人体制で行うようにした。
- ③ 職員に対し、コンプライアンスの徹底と意識改革を強く促すため、主任以上に会計事務研修を受講させるとともに、全職員に対する服務研修を実施した。
- ④ 来年度以降の購入事務においても、本課等と協議を重ねて、問題点の整理や物品の仕分けを行う等、事務が適正にかつ合理的に行えるよう改善を進めている。

#### 34 日向食肉衛生検査所

##### (1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 旅費について、支給額の誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 今回の不適正な事務処理を真摯に受け止め、全職員一丸となって再発防止、事後処理の適正化に取り組んでいくこととした。
  - ア 予算執行の段階で所長までの決裁を確実に実行することにした。
  - イ 本課からの指導等に基づき、納品時の検査行為を2人体制で行うようにした。
  - ウ 職員に対し、コンプライアンスの徹底と意識改革を強く促すため、主任以上に会計事務研修を受講させるとともに、全職員に対する服務研修を実施した。
  - エ 来年度以降の購入事務においても、本課等と協議を重ねて、問題点の整理や物品の仕分けを行う等、事務が適正にかつ合理的に行えるよう改善を進めている。
- ② 宿泊先及び会議開催場所が同じホテルであったため、雑費900円が不要であったが、気付かずにそのまま精算していたものである。直ちに戻入手続きを行い、平成19年9月27日に完了している。今後は、このようなことのないよう十分チェックする。

#### 35 環境対策推進課

##### (1) 監査の結果

- ① 時間外勤務手当について、支給不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ② 産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類検査業務委託契約について、予定価格の積算を誤っていた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 産業廃棄物処理施設侵出水等分析事業委託契約について、見積書の積算に一部誤りがあったにもかかわらず、これに基づき契約がなされていた。留意を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 支給不足になっていた時間外勤務手当の確認をし、支給手続きを行って平成19年10月19日に本人への支給を完了した。今後このようなことのないよう十分に留意する。
- ② 当初予定していた検査件数が、途中(入札の時点)で減少したにもかかわらず、予定価格を当初(減少前)の件数をも

とに積算してしまったものである。今後このようなことがないよう、実際に委託する検査件数に即して予定価格を設定する。

- ③ 委託先及び関係各課（会計課等）と協議を行い、平成19年10月25日付けで過払いとなっていた金額を返還させた。今回の原因は、見積書の積算項目が多かったため、二重に計上されている項目を見落とししていたものであることから、今後は、検査体制の充実を図っていく。

36 山村・木材振興課

(1) 監査の結果

林業改善資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。資金の効果的な活用等について、検討が望まれる。（要望事項）

(2) 講じた措置

繰越金額は平成14年度をピークに、年々減少傾向にある。また、本県は森林資源の充実により伐採可能な森林が増加しており、効率的な素材生産を行うための高性能林業機械の導入や、大径化する木材に対応した製材加工施設の整備等が進むと予想されることから、今後は資金需要の大幅な低下は考えにくく、繰越金についても漸減していくものと考えている。しかしながら、依然として多額の繰越が生じているため、今後とも当資金の利用について、融資制度説明会の開催やあらゆる機会を通じたPR活動などに一層積極的に取り組み、資金の効果的な活用を進めていきたい。

37 林業技術センター

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

(2) 講じた措置

職員会議等で一般の不適正な事務処理を取り上げ、法令を遵守し適正に事務処理を行うよう周知徹底を図った。今後も機会あるごとに意識を喚起し、職員一丸となって不適正な事務処理の再発防止に努めていく。

38 経営金融課

(1) 監査の結果

小規模企業者等設備導入資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。資金の効果的な活用等について、検討が望まれる。（要望事項）

(2) 講じた措置

当該事業は近年実績が低迷しており、現在、国においても制度改正が検討されているが、九州で当該事業を廃止している県はなく、国からも事業の継続を求められていることから、平成19、20年度において国の動向も踏まえながら、抜本的な見直しを行い、資金の効果的な活用を図るべく検討を進めているところである。

39 食品開発センター

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。（指摘事項）

(2) 講じた措置

指摘のあった不適正な事務処理は、必要となった備品を需用費から「書き換え」で購入したものである。今後は、このよう

なことがないよう、従来、センターの各部で行っていた検査検収を管理部門で行うよう見直し、再発防止に努める。

#### 40 産業技術専門校

##### (1) 監査の結果

- ① 生産物売払収入について、売払代金を現金で収納した後の指定金融機関等への現金払い込みが遅延しているものがあったほか、生産物売払収入に係る現金出納簿が作成されていなど、生産物売払収入に係る事務手続きが適正に行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 契約額が100万円以上である清掃業務委託契約等について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 高鍋校における現金等の取扱いについて、不適正なものがあった。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ④ 保守点検業務など委託料により支出すべき経費について、需用費(修繕)により支出しているものが見受けられた。また、業務委託として必要な委託契約書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 現金出納簿については、監査終了後直ちに作成した。今回の原因としては、売れ残った生産物を後日売り払い、その分も合わせて払い込んだため遅延したものである。今後はこのようなことがないよう、財務規則に基づき適正な収入事務の執行に努める。
- ② 検査調書については、監査終了後直ちに作成した。今回の原因としては、契約額は100万円以上であったが、毎月の支払額が100万円未満となったため、請求書に検査済の表示を行い、検査調書を作成しなかったものである。今後は、このようなことがないよう、確認の徹底を図る。
- ③ 指摘のあった不適正な現金等は、校内の自動販売機の売り上げの1割を還元金として受け取り、訓練生が清掃を行う際のジュース代等に使用していたものである。平成18年8月分以降は、還元金を取り扱う事務処理は行わないこととした。
- ④ 平成19年度から委託料で執行し、委託契約書を作成することとした。今後、支出事務にあたっては、財務規則に基づく事務処理を厳格に行い、適正な予算執行に努める。

#### 41 地域農業推進課

##### (1) 監査の結果

社団法人宮崎県農業振興公社(旧社団法人宮崎県農業開発公社)に対する事業の発注について、一者随意契約となっているものが見受けられた。公正性、透明性、競争性確保の観点から、事業発注のあり方について検討が望まれる。(要望事項)

##### (2) 講じた措置

現在、公社では県の関係課とともに見直し作業に取り組んでおり、この状況も踏まえ事業発注のあり方について検討を進めていく。

#### 42 営農支援課

##### (1) 監査の結果

- ① 農業改良資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確



に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

① 農業改良資金の償還指導は、農産物の輸入自由化や自然災害の影響による作柄不良等の厳しい農業情勢を背景に、経営不振に陥った償還が困難となった借受者が増加したことや、長期にわたって償還金を延滞している借受者の固定化などにより、年々困難の度合いを増しつつある。農業改良資金の償還指導に当たっては、従来から、督促と併せて、借受者の農業経営改善が適切に図られるよう、各農林振興局、農業改良普及センター及び農協等が連携して、延滞が発生した初期の段階からのきめ細かな営農・経営指導を実施し、延滞金の回収を粘り強く行っているところである。また、このような取組に加え、保証人を交えた面談を行うなどして、償還金の分割納付も含め、延滞者の個々の実情に応じた償還指導を積極的に実施しているところであり、今後とも、きめ細かな償還指導を実施して、収入未済額の圧縮を図っていく。

② コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、今回の不適正な事務処理で指摘された図書購入について、現品との確認を担当リーダーが確実に行うことにより再発防止に努める。

43 農産園芸課

(1) 監査の結果

旅費について、財務会計システムへの級号の誤入力により、宿泊料が過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

監査実施日の翌日、正規の宿泊料を計算し、過払い分を該当職員に平成19年9月13日に納付させた。

44 畜産課

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、所属職員全員に対し、財務規則等に基づく会計処理手続きの周知徹底を行うことなどにより再発防止に努める。

45 農村計画課

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

コンプライアンス等職員の意識改革を図り、再発防止に努める。

46 農村整備課

(1) 監査の結果

社団法人宮崎県農業振興公社(旧社団法人宮崎県農業開発公社)に対する事業の発注について、一者随意契約となっているものが見受けられた。公正性、透明性、競争性確保の観点から、事業発注のあり方について検討が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

現在、公社では県の関係課とともに見直し作業に取り組んでおり、この状況も踏まえ事業発注のあり方について検討を進め

ていく。

47 水産政策課

(1) 監査の結果

沿岸漁業改善資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。資金の効果的な活用等について、検討が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

本特別会計は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき昭和54年に設置したものであり、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的としている。本特別会計では、沿岸漁業者等への無利子の貸付を実施しているが、特別会計の運営上、収支の均衡が必要であり、本事業の場合、毎年度5千万円程度の新規貸付が適当であると考えている。繰越金が多額となった要因としては、平成17年度、18年度の貸付額が、それぞれ1,155万円、2,671万円とそれ以前の過去5年間の平均額5,100万円を大きく下回ったことによるものである。なお、平成19年度は、10月末現在、13件3,374万円の借入申込があり、貸付額は前年度を上回る見込みである。今後も、同資金に関する沿岸漁業者等への情報提供を関係機関等と連携して実施し、資金の有効活用を努めていく。

48 漁港漁場整備課

(1) 監査の結果

工事に関連する測量業務委託について、検査員の下命がされず、監督員が検査調書を作成しているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

監査日以降の測量業務委託については、業者より業務完了届が提出された後、その届にて検査下命の伺いを実施するとともに、検査員は監督員とは別の職員としている。

49 中部農林振興局

(1) 監査の結果

① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

② 中部農業改良普及センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

① 指摘のあった不適正な事務処理は、職員の法令遵守意識の欠如や公金に対する意識の不足等によって行われたものであることから、これらについて、職場研修及び日常業務を行うちょうにおいて職員の意識の改革を徹底して行うとともに、職員倫理規程に規定されている職員の責務を周知徹底するなどして再発防止に努める。また、物品購入事務については、納入検査を購入事務担当職員以外の職員で相互に行うよう改善し、内部チェック機能を強化した。今後は、財務規則等に定める事務処理を的確に行い適正な事務処理を行う。

② コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、内部チェック機能の強化により再発防止に努める。

50 南那珂農林振興局

(1) 監査の結果

① 複写サービスに係る契約について、執行予定額が100万円以上になると見込まれているにもかかわらず、予定価格調書

が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

- ② 契約額が100万円以上である用地調査事務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ④ 南那珂農業改良普及センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① 複写サービス料は月間サービス料金について定めており、その額は100万円未満であることから予定価格調書は省略できるとし、解し省略していたものである。今後は、指摘を踏まえ、予定価格調書を作成することとした。
- ② 社団法人宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への用地調査事務委託において、検査調書を作成せず、請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し、記名押印していたものである。財務規則の規定により契約金額100万円以上のものについては検査調書を作成しなければならないことを再認識の上、支出調書作成時及び決裁の各段階で財務規則で定められた必要書類が添付されているか、なお一層確認することとした。
- ③ コンプライアンス等職員の意識改革のほか、物品の納品検査の徹底等により再発防止に努める。
- ④ コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、物品検査の徹底により再発防止に努める。

51 北諸県農林振興局

(1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 北諸県農業改良普及センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ③ 公函等の複写代の資金前渡について、資金前渡支払明細書が作成されておらず、資金前渡精算書に添付されていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、内部牽制機能を十分働かせ、再発防止に努める。
- ② 独自に研修会等を開催し、コンプライアンスの遵守はもとより、県の財政状況や公金の取り扱いについて再確認や意識改革を行い、二度と今回のようなことが起こらないよう再発防止に努める。
- ③ 今後は、会計課長通知文(平成17年3月30日付 295-467)に基づいて、資金前渡支払明細書を作成し、適正な事務処理を行う。

52 西諸県農林振興局

(1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確

に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

- ② 西諸県農業改良普及センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① コンプライアンス等職員の意識改革、内部チェック機能の充実強化等を図ることにより再発防止に努める。
- ② コンプライアンス等職員の意識改革、内部チェック機能の充実強化等を図ることにより再発防止に努める。

53 児湯農林振興局

(1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 児湯農業改良普及センターの物品の購入事務等において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、既に実施しているが、物品の購入数量を必要量に限るなど適正購入を継続するとともに、従前のおり納品時の検査・検収を厳密に実施することにより再発防止に努める。
- ② コンプライアンス等のほか、今まで以上に物品購入時の事前・事後の内部チェックを強化し、二度とこのようなことのないよう再発防止に努める。

54 東臼杵農林振興局

(1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 東臼杵南部農業改良普及センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ③ 東臼杵北部農業改良普及センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、物品調達を行う際は、適期適量の調達に徹するとともに、発注担当と検査担当を明確化し相互牽制機能を高めるなど会計事務の基本を遵守することにより再発防止に努める。
- ② コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、物品調達を行う際は、計画的な物品調達に徹するとともに、発注担当と検査担当によるチェック体制の更なる強化を図るなど会計事務の基本を遵守することにより再発防止に努める。
- ③ コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、消耗品に関しては定期的に在庫確認を実施することで計画的な購入を行い、適正な予算執行を行う。また、業者からの納入に際しては調達内容と納入品のチェックについて、購入要望職員、庶務担当者及び検査員(副所長)の複数体制で厳密に行うこと

により再発防止に努める。

55 総合農業試験場

(1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 茶業支場の物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ③ 亜熱帯作物支場の物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ④ 薬草・地域作物センターの物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ⑤ 収穫した米の生産物としての整理は、売り払い時に行われているが、脱穀又はもみすり後の貯蔵できる状態での台帳登記など、収穫から販売までの過程での数量がよりの確に把握できるよう検討されたい。(要望事項)
- ⑥ 茶業支場において収穫した茶葉の生産物としての整理は、製茶後の売り払い時に行われているが、貯蔵できる状態(荒茶等)での台帳登記など、収穫生葉から販売までの過程での数量がよりの確に把握できるよう検討されたい。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、検査員に副部長職以上の者を指名するとともに、会計担当職員も適宜会計書類から抽出して現品確認をするなど検査体制の強化を行い、再発防止に努める。
- ② コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、検査員に副部長職以上の者を指名するとともに、会計担当職員も適宜会計書類から抽出して現品確認をするなど検査体制の強化を行い、再発防止に努める。
- ③ コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、検査員に副部長職以上の者を指名するとともに、会計担当職員も適宜会計書類から抽出して現品確認をするなど検査体制の強化を行い、再発防止に努める。
- ④ コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、検査員に副部長職以上の者を指名するとともに、会計担当職員も適宜会計書類から抽出して現品確認をするなど検査体制の強化を行い、再発防止に努める。
- ⑤ 指摘内容及び生産物取扱要領を踏まえ、今後、貯蔵ができる状態で台帳登記できるよう生産物としての整理の時期を改める。また、生産から販売(処分)までの各過程の数量が的確に把握できるよう、生産物の種類毎に実態調査を行い、事務手続きの改善に向けて関係機関とも協議を進める。
- ⑥ 指摘内容及び生産物取扱要領を踏まえ、今後、貯蔵ができる状態で台帳登記できるよう生産物としての整理の時期を改める。また、生産から販売(処分)までの各過程の数量が的確に把握できるよう、生産物の種類毎に実態調査を行い、事務手続きの改善に向けて関係機関とも協議を進める。

56 農業大学校

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

コンプライアンス等職員の意識改革を図るため、全職員を対象とした会計事務研修会を行った。また、11月を物品等の調達事務処理適正化月間として物品の納入時に総務課員(会計員)が立ち会いのうえ検査員とともに検査収納を行うことにするなど検査の適正化を図ることにより再発防止に努める。

57 宮崎家畜保健衛生所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、以下による改善方法等により再発防止に努める。

① 職員の意識改革

ア 公金意識やコンプライアンス意識の徹底  
コンプライアンスリーダー(副所長・管理飼料課長)を設置し、事務処理に係る定期的な点検や継続的な職場研修を行い、職員の意識改革を図る。

イ 管理職員の意識改革

公金意識を高く持ち、管理職自らの責任の自覚と意識改革の徹底を図るため、積極的に研修等に参加する。

ウ 職員研修の充実・強化

職員倫理規程・予算や財務会計をはじめとする継続的な職員研修を実施し、個々の職員への浸透を図る。

② 物品調達時の内部チェック体制の見直し

ア 歳出予算執行に係る事項に関しては、原則所属長決裁とする。

イ 納入業者に対して、物品納入の際は必ず納入物品の検収を受けるよう周知徹底するとともに、物品検収者と庶務担当(出張等留守の場合は各課長以上)複数で検収することを再確認した。(玄関に納品物品の検収を受けるよう表示)

ウ イに関するわかりやすい簡易マニュアルを作成した。

③ 予算の適正な執行管理

ア 財務規則等に則った適正な事務処理を行う指導を徹底する。

イ 予算の計画的執行を図るため、四半期ごとのチェックを徹底する。

58 都城家畜保健衛生所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、以下のことにより再発防止に努める。

① 職員の意識改革

ア 管理職職員の意識改革

管理職職員が物品の調達・管理・予算執行の仕組みを良く理解し、公金に対する意識改革を図るため、積極的に研

修会等に参加する。

イ 職員の意識改革

公金に対する意識改革、コンプライアンスの徹底を図るため継続的な職場研修を実施する。

ウ 職員研修の強化

技術系職員が多いことから、出納員による予算執行事務及び会計事務の研修を実施することで、適正な事務処理を学習する機会を設ける。

② 物品購入時のチェック機能の強化

購入した物品の検収は、購入担当者と検査員の2名で実施することでチェック機能を強化する。

③ 予算の適正な執行管理

財務規則等に則った適正な事務処理が行われているか、さらに予算の計画的執行が実施されているかを四半期毎に管理課長、各課担当リーダー及び出納員とで確認するための検討会を開催する。

## 59 延岡家畜保健衛生所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、以下の改善対策を講ずることにより再発防止に努める。

① 法令の遵守

事務の基本原則に立ち返って、法令に則った事務処理を行うことが第一であり、すべての職員に対して適正な会計処理を行うよう周知徹底するとともに、研修会等機会ある毎に職員を受講させる。

② 残った予算の返還

予算の適正な執行に努めるとともに、効率的な運営等により生じた執行残額は返還するよう全職員に周知を図った。

③ 物品検収の厳格化

病原診断等に必要な特殊な資材が多いため、これまで物品の発注・検収ともに担当が行うことが多かったが、検収を必ず複数で行い納品書を保管することとした。

## 60 畜産試験場

(1) 監査の結果

① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

② 現金の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

③ 川南支場の物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

④ 受精卵移植利用きょうだい検定事業により備品として購入した供卵牛の事業終了後における処分方法について、適当とはいえないものが見受けられた。物品売買のあり方について検討されたい。(注意事項)

⑤ 川南支場の旅費について、支給額を誤り、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、財務会計事務に関する職場研修及び納品検査時の確認を2人以上で行うことにより再発防止に努める。
- ② 今後、かかることのないよう事務処理に当たっては、内部のチェック機能の充実・強化を図る。なお、今回指摘を受けた現金については、平成19年10月31日に返還済みである。
- ③ コンプライアンス等職員の意識改革等のほか、財務会計事務に関する職場研修及び納品検査時の確認を2人以上で行うことにより再発防止に努める。
- ④ 受精卵移植利用きょうだい検定事業では、優秀な種雄牛を作出するため、県内の繁殖雌牛の中から能力がトップクラスのものを導入している。この優秀雌牛を取得するためには、生産者と関係者の協力が必要であり、事業終了後は旧所有者に再譲渡する条件で購入せざるを得ない。このため、購入する際の条件として旧所有者への売却が認められる売買契約内容を検討するとともに、売買価格の算定については、県、市町村、畜連及び農協等から構成する評価委員に委嘱して適正な評価を行う。
- ⑤ 平成19年8月15日に戻入命令を行い、平成19年8月17日に返納をした。今回の過払いの原因としては、旅費計算誤りによるチェックの不備によるものである。今後は、このようなことがないよう、内部のチェック機能の充実・強化を図る。

#### 61 水産試験場

##### (1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

##### (2) 講じた措置

物品購入にあたっては、「県民本位の事務執行」や「法令遵守」等適正な事務処理を徹底するよう職員に対し指導した。また、指導、検査体制として、物品要求時から担当部長、副部長による用途目的、数量等の確認の徹底を図り、管理部門においても管理担当として物品の用途目的等が判断できない場合はさらに用途の確認、現品確認を行うなど検査体制を強化し再発防止に努める。

#### 62 建築住宅課

##### (1) 監査の結果

県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、出先機関に対するより一層の指導が望まれる。(要望事項)

##### (2) 講じた措置

県営住宅等使用料の収入促進を図るため、滞納整理強化月間を含めた年間スケジュールを作成し、出先機関に対して計画的、組織的に収入未済額の圧縮に取り組むよう指導を行った。出先機関では、夜間催告、夜間訪問などを計画し、徴収体制の強化を図り、収入促進に取り組むこととした。特に、収入未済額が多額にのぼる宮崎土木事務所管内については、指定管理者と連携を密にししながら、さらなる収入促進を図っていくこととした。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡請求を実施するなど、法的措置により収入未済額の圧縮に努めていく。

#### 63 宮崎土木事務所

##### (1) 監査の結果

- ① 海岸災害復旧工事に係る設計変更について、単価の適用に当たり施工規模の解釈を誤って変更設計額が過小となっている



- るものがあった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 沿道修景工事について、一者随意契約により締結されたものの中に、随意契約の理由が明確でないものがあった。留意を要する。(注意事項)
  - ③ 住吉海岸工事について、設計変更のもとにブロック製作がその工区の据付工事に必要以上に行われていた。留意を要する。(注意事項)
  - ④ 八重川・大谷川浸水想定区域図作成業務について、地元の意向や河川の現状を十分把握することなく、当初の設計が行われていた。留意を要する。(注意事項)
  - ⑤ 県道宮崎須木線松橋工区の沿道修景工事について、植栽移植工の当初設計が事前の調査を十分行わないままなされていた。留意を要する。(注意事項)
  - ⑥ 工事内容の変更に関する監督員指示書が適切に交付されていないものがあった。また、変更契約に係る予算執行伺の変更理由書の変更内容の記載が不十分なものがあった。留意を要する。(注意事項)
  - ⑦ 請負業者から提出された材料確認願について、監督員の材料確認の日付及び確認方法の記載並びに確認印の押印が全く行われていないものがあった。留意を要する。(注意事項)
  - ⑧ 道路占用料について、納入期限までに収入されないものが散見されたが、特に、高額の納入義務者について複数年にわたる納入遅滞が見られた。収入促進について、一層の努力が望まれる。また、納付書の発送を早期に行うことにより、高額の納入義務者に対して納期内納付を指導する必要がある。(要望事項)
- (2) 講じた措置
- ① 設計積算においては、職場研修の実施等により適用条件を慎重に確認するよう指導を行うとともに、今後は、更に担当リーダー及び担当課長による精査を徹底することとした。
  - ② 今回指摘を受けた業務委託は、県の沿道修景上、特に重要な箇所であったため、その維持管理に関しては植栽に関する高度な知識と経験が必要であると判断し、随意契約としたものであるが、今後、委託業務等に関して一者随意契約とする際には、真に競争性に適さない業務であるか否かをより慎重に検討し、判断していくこととした。
  - ③ 当該工事は、消波ブロックの製作・据付を一体的に行うものであるが、気象条件の悪化等により、一部のブロックの据付が工期内に完了できなかったため、製作のみの設計変更となったものである。今後は、予算執行計画(発注を含む)を、厳重にチェックし、適正な執行となるよう徹底することとした。
  - ④ 今後、同様の委託業務の発注に際しては、事前に流域を踏査して現場状況の把握や地元との協議を行い、その結果を十分反映するよう再度指導を徹底した。
  - ⑤ 今回の工事においては、工事発注後の試掘の結果、樹木の根茎の発育不良が判明したこと、また、移植先がバイパスの盛土区間であり風当たりが強かったことから、支柱なしでは樹木の転倒が予想されたため、支柱設置を設計変更により追加したものである。今後はより一層綿密な事前調査を実施し、当初設計を行うこととした。
  - ⑥ 今後、担当職員への指導をより一層強化するとともに、設計変更時の指示書交付確認、変更理由の内容確認を十分行うことにより徹底を図ることとした。

- ⑦ 仕様書で規定されている材料確認願等の提出物について、記載漏れや押印漏れがないように、担当リーダーをチェック責任者として置くなど徹底した確認体制を取ることとした。
- ⑧ 従前より調定準備を前年度中に完了するなど、事務処理の早期完了に努めているところであるが、今後、更に事務処理の迅速化・効率化を目指すとともに、納入義務者への納期内納付の指導を行うこととした。

64 日南土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 公函等の複写代の資金前渡について、資金前渡支払明細書が作成されておらず、資金前渡精算書に添付されていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。
- ② 前渡金の管理、精算について、資金前渡支払明細書を作成し、精算時に資金前渡精算書に添付するよう改めた。

65 串間土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 県営住宅等使用料の収納事務について、現金で収納したものの一部に、指定金融機関等への払い込みが遅延しているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 物品の購入事務等において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

- ① 収入未済額圧縮のための取り組みとして、新たに総務担当の職員6名で対策チームをつくり、臨戸訪問を行うなどの体制を強化していくこととした。夜間の催告については、月1～2回行ってきたものに加えボーナス時期を中心とした年2回の徴収強化月間を設けることとした。徴収強化月間では、従来行っていなかった休日の臨戸訪問を実施するほか、電話での催告を通常月より頻度を上げ週2回ほど行うこととした。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡請求を実施するなど、法的措置により未済額の圧縮に努める。
- ② 指定金融機関への振込遅延を防ぐための取り組みとして、金庫に現金を保管する際に作成する現金出納簿を、総務課長、県営住宅担当職員、県営住宅管理員の3者で回覧して確認することでチェック機能を強化し、適正な管理に努める。
- ③ 物品の購入事務等における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。

66 小林土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。

事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

- ② 県営住宅内の電柱敷使用料について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ ダム水質調査業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものや、契約書の規定に不適切なものが散見された。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。
- ② 年額で定める使用料については、4月の調定期間に十分な確認を行うこととし、適正な時期に事務処理を行うよう努める。
- ③ 業務委託契約書については、財務規則等関係法令に照らし、契約条項の漏れや不備がないことを十分確認のうえ、契約を行うこととする。

67 高岡土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 公有財産について、道路整備員詰所兼倉庫2棟を老朽化により処分したが、財産処分手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ③ 旅費について、パック旅行を利用する場合の旅費の調整誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 滞納者に対しては、滞納初期段階からの文書や臨戸訪問による納入指導を行うとともに、連帯保証人を活用するなど、滞納額の縮減に努めていくこととした。また、常習的に滞納している入居者に対しては、納入指導をきめ細かく行い、滞納額の増加防止に努める。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡請求を実施するなど、法的措置により収入未済額の圧縮に努める。
- ② 監査指摘後、直ちに財産処分の手続きを行った。今後は所内の連携を十分に図り、適切な財産管理に努める。
- ③ 旅費の誤支給については、平成19年9月7日に該当職員の戻入を完了した。今後、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。

68 西都土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 借上車使用料の支出事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 印紙出納簿及び郵便切手出納簿について、払い出しの記入もれが見受けられた。出納員による郵便切手等の残数確認等の適正な管理を要望する。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 再度このような不適正な事務処理が発生しないよう、執行機関と出納機関による牽制機能の強化や複数チェック体制の

構築を図るとともに、公金やコンプライアンス意識などに対する職員の意識改革及び職場風土づくりを行っていくことを、全職員に対し周知したところである。

- ② 出納員が月次等にかかる受払数量や残高確認の徹底を図るとともに、再度、各職員に対して取扱いの周知徹底を図るなどにより、適正な管理が行えるよう改善した。

#### 69 高鍋土木事務所

##### (1) 監査の結果

- ① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ③ 旅費について、2 km未満の近距離の旅行に旅行雑費が支給されているものが散見された。善処を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 県営住宅等使用料の収入促進については、金銭分任出納員を2名から4名に増員し、徴収体制の強化を図るとともに、事務所独自の収入促進強化月間を設け収入未済額の圧縮に努める。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡請求を実施するなど、法的措置により収入未済額の圧縮に努める。
- ② 物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。
- ③ 旅行雑費の誤支給については、平成19年9月21日に該当職員の戻入を完了した。今後、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正に事務処理するよう職員に周知徹底を図るとともに、2 km未満の近距離旅行のチェック体制を強化し、再発防止に努める。

#### 70 日向土木事務所

##### (1) 監査の結果

- ① 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ② 道路占用料について、占用期間が1か月未満の場合の調定額の算定を誤り、収入不足となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 屋外広告物許可について、申請の際に一部申請もれの広告があるにもかかわらず確認が不十分であったため、無許可、許可手数料の未徴収のものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ④ 水門等操作委託契約について、実績報告書が提出されていないものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ⑤ 郵便切手を年間所要額数量を大きく上回って保有していた。また、新たに切手を購入していた。別納郵便等の方法により保有する郵便切手の使用促進を図るとともに、新たな購入を控えて適切な保管所要額数量とするよう出納員の残数確認等による適正な管理を要望する。(要望事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等に

より職員に周知し、再発防止に努める。

- ② 収入不足となっている道路占用料2件 468円について、道路占用料徴収条例第2条第2項の規定により、平成19年10月25日に調定を行い、11月6日に納付を受けた。今後は、適正な事務処理に努める。
- ③ 当該案件については、追加申請を指導した。その後申請を受理し、広告の許可及び許可手数料の徴収を行った。今後は、申請内容について十分に審査を行うなど適正な事務処理に努める。
- ④ 水門等操作委託契約について、履行状況の確認徹底を図っていくこととした。なお、実績報告書を提出していなかった契約相手方に対しては、直ちに提出させ、委託業務のとおり処理されていることを確認した。
- ⑤ 郵便切手については、住宅管理での毎月の督促等や用地・管理部門での対外的な連絡手段として主に使用しているところであるが、金種によっては過剰となっていた。指摘後は、切手出納簿を確実に整理し、出納員が在庫管理して過剰購入とならないように留意している。別納郵便の方法については、現切手の使用促進を図りながら郵便局と協議していきたい。

## 71 延岡土木事務所

### (1) 監査の結果

- ① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ③ 道路占用料について、占用期間が1か月未満の場合の調定額の算定を誤り、収入不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 滞納者一人ひとりに対する納付指導を強化し、現年度分及び過年度分の徴収の徹底を図ることとした。また、長期滞納発生を防止するため、滞納者のみならず連帯保証人へ早期に接触し納付依頼を行うこととした。さらに、夜間の電話督促や臨戸訪問の取り組みを一層強化し、粘り強い徴収活動を行うこととした。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡請求を実施するなど、法的措置により収入未済額の圧縮に努める。
- ② 物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。
- ③ 収入不足となっている道路占用料1件 429円について、道路占用料徴収条例第2条第2項の規定により、平成19年10月18日に調定を行い、同日納付を受けた。今後は、適正な事務処理に努める。

## 72 建設技術センター

### (1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

### (2) 講じた措置

物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時

- ・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。

73 中部港湾事務所

(1) 監査の結果

前年度の収入未済(港湾施設使用料等)について、未済額の解消が図られていない。未済額の解消について、一層の努力が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

滞納者に対して、電話、文書及び自宅訪問等の納付催告・指導を積極的に行うことにより、未済額の解消を図るよう努める。

74 油津港湾事務所

(1) 監査の結果

① ジブクレーン塗装補修業務委託について、契約締結時に必要となる支出負担行為がなされていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② 物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

① 財務規則等に定める事務処理の徹底を行うことにより、支出負担行為を適切に行うこととした。

② 物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。

75 北部港湾事務所

(1) 監査の結果

① 現金の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

② 港湾施設使用料、貨物通過料、入港料、けい船料及び細島港野積場使用料(港湾整備事業特別会計)について、調定事務が遅れているものが散見された。留意を要する。(注意事項)

③ 旅費について、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

④ 草刈り作業委託及び港湾清掃作業等委託の単価契約について、見積書が徴されていないものがあつた。留意を要する。(注意事項)

⑤ 公園运营管理業務の委託契約について、契約書で「再委託してはならない」と定めているにもかかわらず、再委託されていた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 金庫の現金については、調定手続きを行い、平成19年11月1日に納入した。今後は、金庫の利用について、公金又は準公金に限ることを職員に徹底するとともに、管理者による定期的な金庫内の点検を行うことにより、再発防止に努める。

② 港湾施設使用料、細島港野積場使用料等については、利用者へ使用開始前の事前申請の周知徹底を行うことにより、調定を適切に行うこととした。また、貨物通過料、入港料、けい船料等についても、提出期限(翌月5日)を徹底させることにより、調定を適切に行うこととした。

③ 支給不足の旅費については、平成19年11月6日に該当職員

の追給を完了した。今後、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。

- ④ 緑地等草刈り作業委託については、入札を行うことにより、適切に処理を行うこととした。また、流木等港湾清掃作業委託については、台風等による港内の漂流流木を除去するもので、緊急性を要することから小規模緊急業務委託事務取扱要領に基づき、見積書を徴して適切に処理を行うこととした。
- ⑤ 契約相手方に再委託禁止の指導を行った。今後は、契約締結時等において、再委託禁止の指導を業者に行うことにより、再委託防止の徹底に努める。

## 76 都市公園総合事務所

### (1) 監査の結果

- ① 契約額が100万円以上である清掃作業委託契約等について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていないなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 旅費について、パック旅行を利用する場合の旅費の調整誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 総合運動公園給水管改修工事の設計変更について、廃棄物処理費用の計上もれがあつた。留意を要する。(注意事項)
- ④ 公園花壇用地として賃借している土地について、その事業効果についての検討を要する。土地の賃借を継続する必要性、対費用効果等について、再考が望まれる。(要望事項)

### (2) 講じた措置

- ① 本件委託業務の検査確認は日報でも行っているが、毎月の支払に当たっての完了検査の確認は、最終支払時までの間は申請書に押印された検査印を基に行っていた。事務処理要領等に基づき、最終支払時には契約期間分の検査調書で確認すべきところであつたが、これを従前どおりに請求書に押印された検査印を確認して支払手続きを行ったものである。今後は、財務規則に従い適正な処理に努める。
- ② 旅費の誤支給については、平成19年7月20日に該当職員の戻入を完了した。今後、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。
- ③ 設計積算においては、職場研修の実施等により適用条件を慎重に確認するよう指導を行うとともに、今後は、更に担当リーダー等による精査を徹底することとした。
- ④ 賃貸借契約の継続の必要性を対費用効果等から検討した結果、賃貸借契約は今期契約をもって終了することにした。

## 77 東九州自動車道用地事務所

### (1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

### (2) 講じた措置

物品の購入事務における不適正な事務処理については、適時・適量の発注及び検査検収等チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等コンプライアンスの徹底を職場研修等により職員に周知し、再発防止に努める。

## 78 会計課

### (1) 監査の結果

新財務会計システムについて、本格的な稼働の開始後に多数のプログラム修正を行い、多額の経費が支出されていた。今後のプログラム修正については、その汎用性、使用の頻度、優先

性等について十分精査の上、極力少なくするように努めることが望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

新財務会計システムは、県全体の公金の収入支出、予算の執行及び進捗管理、並びに決算などを処理する大規模で複雑なシステムであることから、その構築したプログラム数は膨大で多岐にわたっており、稼働初年度ということもあって開発中に予測できなかつた様々なプログラム修正の必要性が生じた。このため、緊急性、経済性、効率性等を考慮しながら、会計事務処理の安定的確保を早急に図る観点から、対応を行ったところである。今後のプログラム修正については、引き続き、その汎用性、使用の頻度、優先性等について十分精査の上、極力少なくするように努める。

79 県議会事務局

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

物品購入事務においては、納品時における検査検収のチェック強化を図るとともに、職員一人一人が地方自治法や財務規則等の関係法令や規則等を遵守し、適正な事務処理を行うよう職員に対するコンプライアンスの徹底を図った。

80 財務福利課

(1) 監査の結果

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

(2) 講じた措置

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励貸付金は、勤労青少年の修学奨励のため修学資金を貸与することにより、定時制及び通信制課程への修学を促進することを目的としている。この修学奨励資金は、定時制及び通信制課程を卒業した場合に「宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例」により、修学資金の返還の債務を免除するものとされている。卒業ができなかつた者の返還に係る収入未済額については、文書・電話・訪問催告等により、本人及び保護者はもとより、連帯保証人に対しても返還督促の強化を図っている。特に6月及び10月・11月を督促強化月間として位置づけ、担当職員が自宅訪問を行うなど、集中的な滞納整理に取り組んでいるところである。滞納者の中には返還に対する認識が薄い者も見受けられることから、今後も引き続き学校との連携により、貸与申請の時期から、卒業できなかつた場合の返還の意識付けを行うとともに、卒業に向けてしっかりとした学習計画とその指導を行い、収入未済額増の抑制に努めていきたい。

81 南那珂教育事務所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

職員に対し、全体の奉仕者としての自らの役割と責任の重大さ、法令遵守や公金取扱に関する意識改革の徹底を図るため、所属において継続的に研修を行うとともに、関係課が主催する



財務会計規則や法令遵守等に係る研修会等に積極的に参加している。また、予算執行において責任あるチェック体制を構築するため、物品納品時の複数職員による検査体制の強化など、チェック機能が十分に働くよう改善を図っている。

82 北諸県教育事務所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

職員に対し、全体の奉仕者としての自らの役割と責任の重大さ、法令遵守や公金取扱に関する意識改革の徹底を図るため、所属において継続的に研修を行うとともに、関係課が主催する財務会計規則や法令遵守等に係る研修会等に積極的に参加している。また、予算執行において責任あるチェック体制を構築するため、物品納品時の複数職員による検査体制の強化など、チェック機能が十分に働くよう改善を図っている。

83 児湯教育事務所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

職員に対し、全体の奉仕者としての自らの役割と責任の重大さ、法令遵守や公金取扱に関する意識改革の徹底を図るため、所属において継続的に研修を行うとともに、関係課が主催する財務会計規則や法令遵守等に係る研修会等に積極的に参加している。また、予算執行において責任あるチェック体制を構築するため、物品納品時の複数職員による検査体制の強化など、チェック機能が十分に働くよう改善を図っている。

84 西臼杵教育事務所

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

職員に対し、全体の奉仕者としての自らの役割と責任の重大さ、法令遵守や公金取扱に関する意識改革の徹底を図るため、所属において継続的に研修を行うとともに、関係課が主催する財務会計規則や法令遵守等に係る研修会等に積極的に参加している。また、予算執行において責任あるチェック体制を構築するため、物品納品時の複数職員による検査体制の強化など、チェック機能が十分に働くよう改善を図っている。

85 五ヶ瀬中等教育学校

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

職員に対し、全体の奉仕者としての自らの役割と責任の重大さ、法令遵守や公金取扱に関する意識改革の徹底を図るため、所属において継続的に研修を行うとともに、関係課が主催する財務会計規則や法令遵守等に係る研修会等に積極的に参加して

いる。また、予算執行において責任あるチェック体制を構築するため、物品納品時の複数職員による検査体制の強化など、チェック機能が十分に働くよう改善を図っている。

86 西都警察署

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

ブロック別署長会議、県下会計責任者会議結果等を受け、今回の事案の実態を十分認識させ、幹部警察官をはじめ全署員に對しても例会、朝礼等あらゆる機会に適正な予算執行に関する指導・教養を行い意識改革の徹底を図った。物品購入事務については、チェック機能・検査体制の強化を図り、不適正な事務処理の再発防止に努める。

87 高鍋警察署

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

ブロック別署長会議、県下会計責任者会議結果等を受け、今回の事案の実態を十分認識させ、幹部警察官をはじめ全署員に對しても例会、朝礼等あらゆる機会に適正な予算執行に関する指導・教養を行い意識改革の徹底を図った。物品購入事務については、チェック機能・検査体制の強化を図り、不適正な事務処理の再発防止に努める。

88 高千穂警察署

(1) 監査の結果

物品の購入事務において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)

(2) 講じた措置

ブロック別署長会議、県下会計責任者会議結果等を受け、今回の事案の実態を十分認識させ、幹部警察官をはじめ全署員に對しても例会、朝礼等あらゆる機会に適正な予算執行に関する指導・教養を行い意識改革の徹底を図った。物品購入事務については、チェック機能・検査体制の強化を図り、不適正な事務処理の再発防止に努める。

89 企業局

(1) 監査の結果

① 宮崎県企業局固定資産管理要領第5条に規定されている台帳のうち、発電所(ダム)水力設備台帳等、備えていないものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

② 遊休地を駐車場用地として不動産賃貸借契約により貸し付けているが、その実態は、駐車場の管理業務委託であるので、契約の方法について、検討されたい。(要望事項)

(2) 講じた措置

① 固定資産管理要領第5条に規定されている設備台帳について、一部の設備において未整備となっていた。関係要領等を見直し、台帳の整備を行うこととした。

② 実態として駐車場の管理と認められるため、契約の形態を駐車場の管理委託に改めることとした。

90 経営管理課

(1) 監査の結果

- ① 各病院において、医療事務、診療情報管理、カルテ管理等の業務委託が、円滑な業務遂行を図るためとして、一者随意契約となっている。契約の公平性、透明性を図る観点から、より競争性を確保する入札による契約の検討が望まれる。(要望事項)
- ② 病院利用者への利便性確保を目的に、行政財産の目的外使用を許可しているが、使用料の減免取扱いについて病院間で不統一な点が見られたので、適用の見直しについて検討されたい。(要望事項)
- ③ 各病院において、高度医療機器の購入のほとんどが年度末になっている。診療機能の充実と患者サービスの向上のため、早期に購入し有効活用が図られるよう、各病院に対する指導が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 当該業務委託については、これまで業務の特殊性・引継等の関係で、業者を変更した場合、業務に支障を来すおそれがあることから随意契約としてきた。平成19年度については入札を検討したが、現在事務部門の委託化を進める過程にあり、委託業務拡大を円滑に進めるために、随意契約としたところである。今後、さらに事務部門の委託化を進める中で、委託前同様に事務の連携や執行能力の確保を図るためには現行の委託業務の継続が必要であると考えている。については、事務部門の委託化完了後(平成23年度を目途)に、長期継続契約を前提とした入札方式へ変更を行う方向で検討を行うことにしている。
- ② 平成20年度から同一許可内容及び条件で使用許可を行うよう見直しに努める。
- ③ 高額な資産購入については、仮に予算策定時の判断が優先度の高い機器でも、新年度の状況、全体的な資金繰り、旧機種稼働状況などを勘案しつつ調達を行う必要があると考えているが、これまでは、  
ア 高額医療器械の機種選定や価格調査等に時間を要する場合があること  
イ 契約を締結しても、高度医療器械は受注生産が多く納品に時間を要する場合が多いこと  
ウ 予算が限られている中で、購入予定でない医療器械を故障等で緊急に購入する必要があるおそれがあること  
エ 新年度になって緊急性等に変更が生じ、再度機器購入の優先順位の見直しを行う場合があること  
の理由等により年度末での購入が多くなっている。以上の状況を踏まえながら、各病院に対し、今後さらに可能な限りの早期購入に努めるよう指導する。

91 宮崎病院

(1) 監査の結果

- ① 個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 資金前渡による支出について、精算時期が遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 現金等の取扱いについて、不適正なものがあつた。事務処理に当たっては、財務規程等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
- ④ 旅費について、宿泊料等の調整誤りにより、過払いとなつ

- ているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)
- ⑤ 防災センター管理業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていらないものが散見された。留意を要する。(注意事項)
- ⑥ 固定資産の備品について、台帳と現品の照合を行い、不期定の備品を一括して資産除却を行っていたが、今後は、定期的に照合を行い、適正な資産管理を行う必要がある。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 近年の景気低迷、雇用情勢の悪化等により、医療費の個人負担分を支払うことができない患者が増加している。生活困窮を原因とするケースの大半は国保の滞納や失業による無保険といたった問題も同時に抱えており、これによって医療費が全額負担となり、ますます未収額が増大するといった状況がみられる。加えて、未納者の中には当初から医療費の支払いをすすめるつものない(患者モラルの低下ともいえるべき)状況下ではあるが、平成16年6月から配置した未収金徴収員(非常勤)を平成18年9月から2名配置とし、徴収体制を強化した。職員によるものと併せて臨戸訪問、電話督促等を強化し、同時に未納者の実態把握にも努め一定の成果を上げている。医事課では新しい業務体制になったこともあり、特に未収金の未然防止を重視した対策に取り組んでいる。未収患者・家族等と早期に面談等を実施する、入院では毎月2日間、支払いの遅れているケースに対し重点的に督促する等、未収を前段階での対策に力を入れている。また、あらかじめ支払困難が予想される患者に対しては、関係機関、院内の各部署と連携し、入院中から公的制度について情報提供に努め、制度の利用や分割納付の相談にに応じている。さらに平成19年10月からは支払窓口でのクレジットカード利用を導入し、支払の利便性向上を図ったところである。一方、納入督促に応じない未納者については、臨戸訪問を繰り返し行い、また、連帯保証人に協力を求めるなど様々な手法をとって回収に結びつくよう努力しているところである。さらに、平成18年度末には、法的措置である支払督促にも初めて取り組んだ。今後とも、未収金の発生防止に努めるとともに、未納者に対しは、法的手段も視野に入れながら、ねばり強く支払いを求めるなど、未収金額の圧縮に努めていく。
- ② 今後は、病院局財務規程等に基づき、出張から帰庁後7日以内に資金前渡の精算を行うよう適正な事務処理に努めていく。また、職員に対しては、院内メール、院内会議等で規定の周知徹底を図っていく。
- ③ 不適正な現金等の返還については、不適正な現金等返還事務要領に基づき返還事務手続きを行ったが、今後、このようなことが起きないよう、事務処理に当たっては、病院局財務規程等を遵守し、再発防止に努めていく。
- ④ 過払いとなっていた旅費については、平成19年6月に戻入処理を行った。今後は、会議・研修等の内容及び行程等について十分な確認を行い、宿泊料等の支給誤りが生じないよう適正な事務処理に努めていく。
- ⑤ 病院局財務規程等に基づき適正に事務処理するよう周知徹底を図るとともに、契約書の具体的な記載事項については、行政経営課作成の「契約事務の手引き」を参考としていく。
- ⑥ 今後は、病院局財務規程等に基づき固定資産と固定資産台

帳を相互に照合、確認し、適正な資産管理を行っていく。

92 日南病院

(1) 監査の結果

- ① 個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 病院賠償責任保険について、病床減に伴う保険料の還付請求手続きが行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 中央監視管理業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。留意を要する。(注意事項)
- ④ 医療器械の処分について、廃棄処分に伴う固定資産除却の振替伺は行われているが、処分伺が行われていないものがあった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 近年の景気低迷、雇用情勢の悪化などにより、失業等による生活困窮や国保、税滞納等により医療費が支払えない患者が増え、個人負担分の医業未収金が増加している。このように状況にあって、院内組織である未収金対策等検討部会において、事務職員、看護職員等が一丸となって、未収金発生防止策を検討する。など組織的にも未収金対策に取り組んでいる。現在発生している未収金の回収については、定期的に督促状を送付したり、また非常勤の徴収員1名が月に20日程度臨戸徴収にあたり、また非常勤の徴収員1名が月に20日程度臨戸徴収に当たっているところである。さらに、外来受付と医療連携科の職員が常に連絡を密にして、未収金のある患者に支払いを促すことにより、一定の成果を上げている。また、発生の未然防止策として、退院時には入院料等の領収確認後、あるいは当日全額支払えない患者については納付誓約書を提出しなければ、退院手続きができないこととしている。一方で、平成19年10月からは支払窓口でのクレジットカード利用を導入し、支払の利便性向上も図っている。さらには、悪質な未納者に対しては平成18年度後半から法的措置である支払督促にも初めて取り組んだ。今後においても、納入催告に応じない悪質な未納者に対しては、厳しい態度で臨むとともに、連帯保証人に対しても督促を行うなど、あらゆる方法を講じて未収金の回収に取り組んでいく。
- ② 今後は、業務内容の確認を再度行い、担当者を一層業務に精通させるとともに、担当内での相互チェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めていく。
- ③ 中央監視管理業務委託等の契約書において、契約保証金について記載がなかったもので、速やかに契約保証金の条項を設けた契約内容に変更を行った。今後、病院局財務規程等に基づき適正に事務処理するよう周知徹底を図るとともに、内部チェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めていく。
- ④ 医療器械の処分について、廃棄処分に係る固定資産除却の処分伺が作成されていなかったもので、速やかに作成した。今後は、業務内容の確認を再度行い、担当者を一層業務に精通させるとともに、担当内での相互チェック体制の強化を図り、また、他の県立病院との情報交換や病院局経営管理課への相談・協議等を積極的に行い、適正な事務執行に努めていく。

93 延岡病院

(1) 監査の結果

- ① 資金前渡による支出について、精算時期が遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
  - ② 吸引式冷温水発生器(空調機)修繕契約及びレントゲンフィルム購入契約について、積算金額が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
  - ③ 現金等の取扱いについて、不適正なものがあった。事務処理に当たっては、財務規程等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。(指摘事項)
  - ④ 個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)
  - ⑤ 旅費について、パック旅行を利用する場合の旅費の調整誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)
  - ⑥ 清掃業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 今後、職員に対し病院局財務規程等の周知を図り、かかることのないよう努めていく。
  - ② 今後、このようなことがないよう、担当者及び財務部門でのチェックを的確に行うよう努めていく。
  - ③ 不適正な現金等の返還については、不適正な現金等返還事務要領に基づき、返還事務手続きを行った。今後、病院局財務規程第26条等の定めに基づき、的確に収納事務処理するこるととし、再発防止については、「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」の再発防止策を確実に実行する。また、職員会議等において、不適正な事務処理の内容を説明し、職員の指導を行ったところである。
  - ④ 入院時の連帯保証人、未納退院者からの納付期限記載の納付誓約書の徴収による発生防止策に加え、未納者に対する督促状の送付や通院時・再入院時に本人や家族と面接するなどして納入督促を行っている。収入促進策として、平成16年度から配置している未収金徴収員1名を平成19年4月からは2名に増員し、臨戸訪問、電話催促、高額未納者に対する分割納入指導を強化するとともに、催促に応じない未納者に対し連帯保証人に対する協力依頼や少額未収金の直接徴収等を行っている。さらに、悪質な未納者に対し初めて支払督促を行い、強力に支払を促すとともに、平成19年10月からは支払窓口でのクレジットカード利用を導入し、支払の利便性向上による未払いの防止や未収金の回収に努めていく。
  - ⑤ 過払いとなった旅費については平成19年6月に戻入手続きを行い処理した。今後、このような誤りが生じないように注意するとともに、内容の審査を十分に行うよう努めていく。
  - ⑥ 今後、このような記載漏れが起らぬよう病院局財務規程等にに基づき適正に事務処理するよう周知徹底を図るとともに、内部チェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めていく。

#### 94 富養園

##### (1) 監査の結果

旅費について、支給額の誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

過払いとなった旅費については戻入処理を行い、平成19年6月に返納を受けた。今後は、かかることのないよう、行程確認の徹底を図り、旅費の適正な執行に努めていく。

95 社団法人宮崎市郡医師会

(1) 監査の結果

看護専門学校職員に支給されている手当について、給与規程に未整備のものがあつた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

宮崎市郡医師会職員給与規程に未整備であつた看護専門学校職員に支給している手当について、特殊勤務手当として「実習手当」、「研究手当」、「資格手当」を新たに設けることで、平成19年11月14日に開催した宮崎市郡医師会理事会で承認を受け給与規程を改正した。

96 延岡地区森林組合

(1) 監査の結果

県単独補助事業「長期施業受託推進事業」の中の森林情報収集事業(境界測量等)で、森林組合職員が作業に従事して補助金の交付を受けているが、作業に従事したことを証明する書類が添付されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

県において、森林組合に対して、森林組合職員が作業に従事したことを証明する書類の添付を指導し、整備させた。今後、このようなことがないよう、補助金交付団体に対して、補助事業の実績に係る証拠書類の整備を更に徹底させるよう指導することとした。

97 西臼杵森林組合

(1) 監査の結果

県単独補助事業「長期施業受託推進事業」の中の森林情報収集事業(境界測量等)で、森林組合職員が作業に従事して補助金の交付を受けているが、作業に従事したことを証明する書類が添付されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

県において、森林組合に対して、森林組合職員が作業に従事したことを証明する書類の添付を指導し、整備させた。今後、このようなことがないよう、補助金交付団体に対して、補助事業の実績に係る証拠書類の整備を更に徹底させるよう指導することとした。

98 宮崎県建設事業協同組合

(1) 監査の結果

融資の諾否を審議する審議委員に関して、任命方法、任期等についての規定が整備されていない。また、支部長が審議委員を兼務し、実質的に一人の裁量で融資の諾否が決定されている状況にあり、融資の公平性、透明性の確保という観点からすると問題がある。審議委員の任命方法、任期等について規定を整備するとともに、審議の方法についても、融資の公平性、透明性の確保の観点から見直しを行うこと。(注意事項)

(2) 講じた措置

県において、宮崎県建設事業協同組合の規定整備及び審議方法の見直しについて必要な助言を行うとともに、改善措置の内容容(融資規定及び融資制度実施要綱の改正)を確認した。

99 社団法人宮崎県林業公社

(1) 監査の結果

多額の借入金や欠損金を有しており、平成16年9月に策定した抜本的改革に基づき、平成17年度から3年間の集中改革実施

に取り組んでいるが、引き続き経営改善に向けた努力が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

林業公社については、平成16年9月に策定した抜本的改革方針に基づき、平成17年度からの3年間を集中改革実施期間とし、集中的に改革に取り組んでいるところである。また、林業公社の今後の経営形態について、抜本的改革の成果や外部有識者による研究会及び平成18年度の包括外部監査の結果を踏まえ、平成19年3月に副知事を会長とする「宮崎県林業公社経営形態等検討会議」を設置し、林業公社に期待される役割や県の財政負担などの観点から総合的に検討してきたところである。この結果を受け、林業公社として存続することが最も適切であると判断し、平成19年9月定例県議会において報告したところである。今後は、林業公社がこれまで培った技術力や経験を活かし、全県的な課題となっている植栽未済地対策や間伐推進対策に積極的に取り組むとともに、県民参加の森林づくりのコーディネーターとして先導的な役割も果たすこととしている。今後とも、林業公社の経営改善に取り組み、森林の公益的機能の維持増進など、森林に対する県民の期待に十分応えられる公社となるよう努めていく。

100 社団法人宮崎県林業労働機械化センター

(1) 監査の結果

高性能林業機械共同利用事業の巡回指導等の業務委託契約に係る支払いにおいて、宿泊を伴う巡回指導を行った場合宿泊料が算定されているが、宿泊を証明する書類を徴収することなく算定し支払いが行われていた。宿泊料を算定する場合には、宿泊を証明する書類を徴収することが望ましい。(要望事項)

(2) 講じた措置

事務局監査後、センターでは宿泊証明書の添付を取り決め、以降の宿泊を伴う出張から対応することとした。県では、監査結果通知を受け、センターに対して文書による改善指導を行うとともに、その後の宿泊証明書の添付状況を確認した。今後は、旅費支給にあたって、県の旅費規程に準じ、適正な処理がなされるよう、指導、監督に努める。

101 社団法人宮崎県農業振興公社(旧社団法人宮崎県農業開発公社)

(1) 監査の結果

- ① 公社が採用する嘱託職員に対し、支給する規程が未整備のまま、手当及び費用弁償が支給されていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 公社経営体質強化事業貸付金について、その貸付の必要性及び事業効果について検討を要する。(要望事項)
- ③ 県営経営体育成基盤整備事業等の受託方法について、適正とはいえないものが一部見受けられた。今後のあり方について県と協議するなど、検討が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 直ちに、公社と協議を行い、「宮崎県農業振興公社臨時的任用職員取扱要領」を改正させた。
- ② 農地価格が下落する中で農地の中間保有を行う公社の事業リスクが大きくなっており、公益法人である公社の経営安定を図るうえで「公社経営体質強化事業貸付金」は必要不可欠な事業である。このため、事業効果の上がる貸付金のあり方について、現在、公社とともに「経営改善計画」の見直し作業の中で検討を進めている。
- ③ 現在、県の関係課及び公社で見直し作業に取り組んでおり、



この状況も踏まえ、事業受託のあり方について検討を進めていく。

102 社団法人宮崎県畜産協会（旧社団法人宮崎県養豚協会）

(1) 監査の結果

原種豚の譲渡価格の決定が、平成10年以来、業務方法書に則っていないかった。留意を要する。（指摘事項）

(2) 講じた措置

委託事業の実施にあたっては、業務方法書等の規定を遵守し、今後かかることのないよう指導した。なお、当該事業は平成19年度以降、委託先を宮崎県経済農業協同組合連合会へ変更して実施しており、独立採算制での運営へ移行中である。原種豚の譲渡価格については、頻繁に変更するものではないことから、変更の必要が生じた場合に県と協議し決定することとした。